

令和 7 年度第16回岡崎市水道事業及び下水道事業審議会 会議録

1 会議の日時

令和 7 年 8 月 27 日（水）午後 2 時から午後 4 時まで

2 会議の場所

岡崎市役所西庁舎 7 階 701号室

3 会議の議題

（議題）適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について

4 出席委員及び欠席委員の氏名

(1) 出席委員（8 名）

学 識 経 験 を 有 する者	丸山 宏 （会長）	愛知産業大学 名誉教授
	富永 晃宏 （副会長）	国立大学法人名古屋工業大学 名誉教授
	内藤 公士	公認会計士
	牧野 守	弁護士
	齊藤 由里恵 （オンライン）	中京大学経済学部 准教授
水道又は下水道の 使用者	鈴木 純子	あいち三河農業協同組合 女性部
公募した市民	石井 美紀	
	松井 亜早美	

(2) 欠席委員（2 名）

水道又は下水道の 使用者	久保 敦	栄屋乳業株式会社
	山本 京子	岡崎商工会議所 事務局次長

5 説明のため出席した事務局職員の職氏名

水道事業及び下水道事業管理者 中田 利隆

上下水道部長 跡地 操

経営管理課長（次長） 新實 健治

上下水道部次長（水道浄水課課長）小野塚 好司、
上下水道部次長（下水道施設課長） 藤野 真司
総務課長 石川 千乃、サービス課長 竹田 由宣、
水道工事課長 新美 正紀、下水道工事課長 鈴木 亨一郎
経営管理課副課長 棚岡 伸一、総務課副課長 飛田 晃宏、
サービス課副課長 内田 久晴
経営管理課経営 2 係長 藤岡 敏彰、総務課総務人事係長 伊藤 嘉規、
経営管理課主査 今泉 高樹

6 会議の成立

事務局から、委員総数10名のうち8名が出席のため、岡崎市水道事業及び下水道事業審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立していることを報告した。

7 会議録署名委員の指名

会議録署名委員に、松井委員を指名した。

8 会議の公開

本日の会議を公開することとした。（傍聴者3名）

9 議事の要旨

資料1に基づき、適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について事務局が説明した。

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

（A委員）

農業集落排水事業を廃止する場合、個別処理へ転換せざるを得ないと思うが、資料9ページには個別処理へ転換した事例は全国的にほとんどないと記載されている。事例は全くないということか。

（事務局）

事務局で調べた限りでは、漁業集落排水事業を廃止し、集合処理から個別処理へ転換した事例が全国で1地区だけあった。この事例では、整備及び更新に係る費用は該当地区が負担するという条件を事前に住民へ提示していた

点や該当の集落が密集していることから既存の管の撤去を行いやすかった点、町から地元の住民へ施設の管理を委託していたことにより地元の住民が事業の経営状況を深く理解していた点で、現状の岡崎市とは地元の理解や話し合いの段階が異なる。そのため、現段階ではこの事例を前例として即座に倣うことは困難と考えている。

(A 委員)

岡崎市においては、方式①個別処理への転換の実現は可能性が低く、方式②公共下水道への接続の方が現実的であるが、方式②を行うか否かの検討をしていくということか。

(事務局)

方式②は全国的な事例が多く現実的だが、必ずしも全ての地区で公共下水道への接続が有利ということではない。受け入れ側の公共下水道事業の施設能力や接続にかかる距離等を考慮すると、すべての地区で公共下水道への接続によって負担が減少するとは限らない。地区によっては、農業集落排水事業を維持した上で、個別処理への転換を検討する可能性もあるため、地区ごとに適した方法を選択し、事業のあるべき姿に向けて取り組んでいきたいと考えている。現段階では、全ての地区まとめて公共下水道事業に接続するという方向性ではないことを御理解いただきたい。

(B 委員)

資料10ページの処理地区ごとに適した方式というのは、個別処理、農業集落排水、公共下水道の3つのうちどれか1つを選択するということか、3つを併用するということか。

(事務局)

地区ごとに、どれか1つの方式を選択するという形をとりたいと考えている。地区の中で複数の処理方法が混在すると、浄化槽以外を選択した人数で施設を支えることになり、地区全体で1つの処理方法を選択した場合に比べて1人あたりの集合処理への負担が増えてしまうため、施設を支える人数という点で有利になるように地区単位での検討をしていきたいと考えている。

(B 委員)

個別処理への転換を選択した場合、合併浄化槽を設置する費用は公費負担となるのか、個人負担なのか。

(事務局)

今後財政当局等との議論が必要になってくるが、現時点では、市の方針転換に伴うものであるため、市が負担すべきではないかと事務局は考えている。まだ議論を全く行っていない状況であるため、今後検討を行っていく。

(B 委員)

この場合においては、合併浄化槽を設置する費用は公費負担が妥当と考える。

(C 委員)

資料16ページの財政収支計画で、使用料収入は横ばいになっているということは、地域の人口は減っていないことが前提になっているのか。

(事務局)

直近の4年間に関しては、地域の人口は財政計画において100万円単位で見積もっている使用料の計画額を減らすほどには減少しないと見込んでいる。

(C 委員)

資料7ページの将来的な事業のあり方では「農業集落の人口減少等により」と記載されているが、岡崎市の農業集落地域では人口は減少しないということか。

(事務局)

直近の4年間では使用料の計画額を減らすほどには減少しないと見込んでいる。

(C 委員)

そういった点で資料5ページにあるとおり、概ね人員把握ができていているということか。

(事務局)

資料5ページの人員把握については、世帯に関して人員の移動があった際に適切に把握しているという意味であるため、今後の人口推移についての記載ではない。

(C委員)

資料16ページでは使用料収益に変わらないという前提をしているため、人口が減少しないという点がいちばんのポイントだと思う。その前提が本当かどうかの確認をしたい。

(事務局)

現時点の人口推計からすると、直近の4年間は地域の人口は使用料の計画額を減らすほどには減少しないと見込まれる。

(D委員)

今回の審議会では、令和12年度までの直近4年間のみを検討し、令和13年度以降については考えないという捉え方でよいか。

(事務局)

お見込のとおり。

(C委員)

農業集落排水処理施設が災害等により破壊された際、資本的な費用が突発的に発生すると思うが、どう対処するのか。

(事務局)

災害が発生し施設が破損された場合は、主に維持管理費ではなく建設改良費として補助金や企業債、一般会計繰入金等を財源とし復旧していくことになると考えている。

(C委員)

今回の検討では、通常の収支を基に検討していけば良いということか。

(事務局)

おっしゃるとおり、通常の収支で検討していく。

(A 委員)

直近 4 年間は使用料の改定をしなくて良いという見込みだが、使用料収入が維持管理費の 50% を割り込むような事態が起きた場合には、期間中であっても使用料を改定することがあるのか。

(事務局)

基本的には直近 4 年間は問題ないと見込んでいるが、仮に維持管理費の 50% を使用料で賄うことができない年があっても、多少は一般会計に融通をきかせてもらえると考えている。また、50% を大幅に割ってしまう場合には事業計画等を見直すという選択をとる必要もあると考えている。現段階では、直近 4 年間の算定期間の中で使用料を改定することは考えていない。

(A 委員)

直近 4 年間を考えるということは理解できたが、それ以降の方針について 4 年後に急に検討を始めることは、個別処理への転換に係る費用が多額であること等を踏まえると気にはなる。

(事務局)

4 年後に急に個別処理に転換すると判断した場合はどうなるのかという御指摘について、基本的には施設の更新時期等を見据えて長期的に地区ごとの処理方法についての検討をしていこうと考えているため、4 年後にいきなり個別処理に転換するというような判断はしないつもりである。

(E 委員)

資料 13 ページで、下水道使用料は長期視点、農業集落排水処理施設使用料は短期視点とあるが、農業集落排水処理施設使用料を短期視点で検討する理由を詳しく教えてほしい。

(事務局)

資料 14 ページの図を基に説明させていただく。

農業集落排水事業は不採算事業のため、現金収支不足分を一般会計から繰入金として補填されている状態である。そのため仮に使用料収入が増加しても、現金収支不足分、すなわち一般会計補填分が減ることになり、農業集落排水事業としての総収入は変わらないということになる。水道事業及び下水

道事業の場合は、現金収支不足分としての一般会計からの繰入金を繰り入れてはいないため、使用料収入の増加は事業の蓄えに直結し、将来の負担の軽減につながるという考え方であり、農業集落排水事業の仕組みとは異なる。

(E 委員)

4年後までだけではなく、それ以降の構想もあると良い。

(議長)

質問として将来像の話が出ていたが、農業集落排水事業を所管する農林水産省で費用対効果の分析マニュアルがあり、今年の3月に最新のものが公開されている。各委員からの質問内容に関するものに加えて、農村環境の維持等の費用に換算できないものも含めた考え方の説明資料もあるため、将来を検討していく手掛かりは国からも与えられていると思う。今回は将来のことではなく、直近4年間について検討していきたい。

(F 委員)

次に農業集落排水事業について審議するのは令和11年度だと思うが、それまでに将来の方針等を市民へ周知すると良いと思う。

(事務局)

令和13年度以降については、人口減少や物価上昇等の影響により徐々に使用料収入の占める割合は減少すると事務局側も見込んではあるが、先ほどお話ししたようにどのような選択をしても一般会計からの繰入金が減少することで農業集落排水事業の総収入は変わらないことから、令和13年以降については、今回は検討しないという形で提示させていただいている。また将来像についても長期的に取り組むべきだと事務局でも考えているため、突発的に個別処理への転換を決定することはないということで御安心いただきたい。

(議長)

事務局より提示のあった使用料及び使用料体系改定の見送り案について、各委員に御意見を伺う。

(D 委員)

事務局案に賛成。将来の更新等に備えた積み立てをすることができない以上、その都度検討していかなければいけない。汚水処理方式の見直しについては、長期的な視点で検討をしていただきたい。

(C 委員)

事務局案に賛成。

(E 委員)

事務局案に賛成。

(F 委員)

事務局案に賛成。

(A 委員)

事務局案に賛成。農業集落排水事業の所管が農林水産省ということで、農業の維持についても考えなければいけないと思うが、農業集落排水処理施設使用料収入を増やしても一般会計繰入金が減るだけであり総収入は変わらないという考えについては、岡崎市全体でみると、繰入金の原資は税金であり、市民の負担であることには変わらないため、岡崎市として農業集落排水事業の将来については早めに検討していかなければいけないのではないかと思う。

(G 委員)

事務局案に関して賛同する部分は大きい一方で、使用料収入が本当に令和12年度まで維持管理費の50%以上を保てるのかは不安要素ではある。令和12年以前に使用料収入が維持管理費の50%を下回った際にどう対処するのかは検討していないといけない。令和12年度以前でも料金改定の検討開始もしくは実行まで行うという選択肢もあると考える。使用料改定を先送りにすることが本当に市民のためになるのかも検討していく必要がある。また、積立金が積みにくい構造になっていると思うが、災害対応等への資金確保に向けた方法についても注目すると良いと思う。

(B 委員)

将来像の検討事項が現段階では多いため、直近４年限定で事務局案に賛成する。

(議長)

事務局の説明を受け、農業集落排水事業の財政収支計画及び使用料改定の可否について議論いただいた。

使用料改定を行わないという結論に賛成である。将来課題に係る意見については審議過程の文言化又は附帯意見等で答申に反映する。

(議長)

賛成意見が多数であったため、算定期間における使用料及び使用料体系の改定を見送る事務局案を採用する

委員から出た意見についてどういった形にするか、事務局ではどのように考えているか。

(事務局)

今回いただいた御意見については、答申では附帯意見としていただきたいと考えている。

(議長)

審議を反映した答申案を事務局と作成し、第17、18回審議会で答申案について審議する。

10 上下水道局管理者挨拶

会議資料

【事前送付資料】

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会 次第

資料1 適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について

【当日配布資料】

席次表